

福島市男女共同参画基本計画

# 男女共同参画

# ふくしまプラン

平成28年度～平成32年度

概要版

## 1 計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

この計画は、平成23年3月に策定した「男女共同参画ふくしまプラン」を、策定後の社会情勢等の変化や、東日本大震災の経験から得た教訓、平成26年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」をもとに、男女共同参画に関する施策及び事業等の見直しを行いました。

また、この計画の一部を、本市での女性の職業生活における活躍を推進するため、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」と略）の「市町村推進計画」と位置付けています。

## 2 計画の性格と期間

この計画は、「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として位置づけ、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画は、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画を含みます。計画の期間は、平成28年度～平成32年度までの5か年とします。

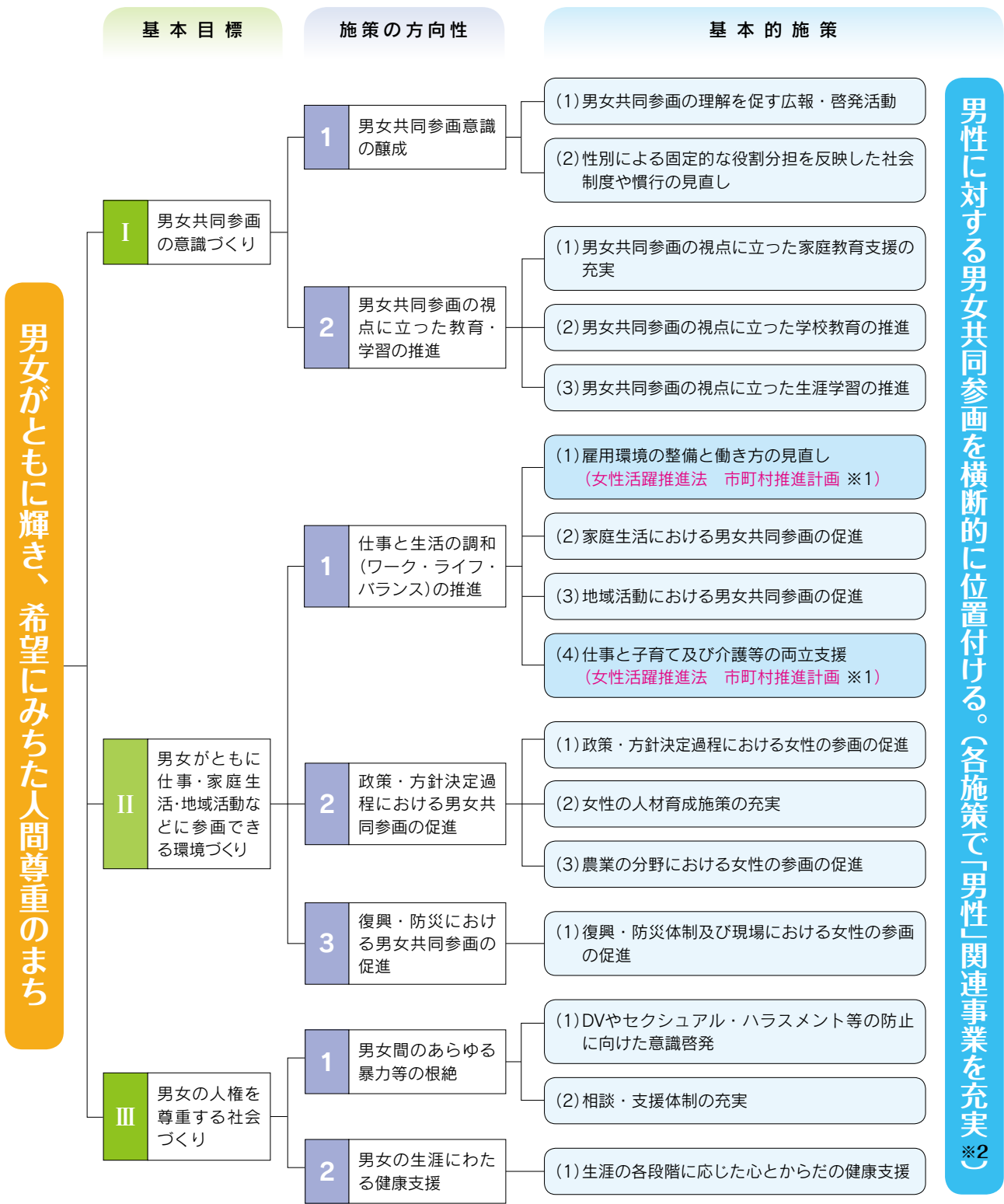
## 3 計画の基本的な考え方

女性も男性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、女性も男性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

この計画では3つの基本目標を掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

### 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。



男性に対する男女共同参画を横断的に位置付ける。(各施策で「男性」関連事業を充実 ※2)

※1 女性活躍推進法  
市町村推進計画

この計画の一部を、本市での女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性活躍推進法」の「市町村推進計画」と位置付けています。

※2 各施策で  
「男性」関連事業を充実

男性の立場・視点から男女共同参画の理解を深めるため、基本的施策全体をとらえ、男性に対する男女共同参画の施策を横断的に配置しています。  
また、「男性」関連事業は、この計画の中で「男性重点」と表示しています。

## 基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する意識調査(平成26年福島市)(以下、「意識調査」と略)の結果によると、「男は仕事をし、女は家庭を守るべき」と答えた人の割合は、男女全体で3割であり、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

これらのことが、女性の就業継続や経済的自立を困難にする一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

このような中で、固定化された生き方が社会的に定着してしまうことで、次世代を担う子どもたちの未来が可能性に乏しい社会になってしまうことが懸念されることから、行政での取組、学校・地域・家庭における教育や各種メディアにおける情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点を持って、男女共同参画の意識の醸成と実践の拡大を図ります。

### 施策の方向性 ① 男女共同参画意識の醸成

#### 基本的施策(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

- ① 男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての周知徹底
- ② 差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供
- ③ メディア・リテラシー※の向上のための支援活動の推進
- ④ ガイドラインの周知
- ⑤ 地域の環境浄化

#### 基本的施策(2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

- ① 男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発

### 施策の方向性 ② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

#### 基本的施策(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

- ① 意識改革をめざす啓発活動の推進
- ② 多様な学習機会の提供
- ③ 相談体制の充実

#### 基本的施策(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- ① 男女平等の意識に立つ学習指導の充実
- ② 教科、領域等における人権教育の充実
- ③ 性別にとらわれない進路指導や生徒指導の充実
- ④ 学校生活全般における男女共同の具体的な推進
- ⑤ 教職員等研修における男女共同の推進

※メディア・リテラシー

メディア内容を視聴者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のことをいう。また、メディアを使って表現する能力も指す。

基本的施策(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

- ① 各種研修会における男女共同参画教育の推進
- ② 男性の地域生活、家庭生活を支援する学習機会の提供
- ③ 職場内研修への支援
- ④ 社会教育指導者の男女共同参画研修

施策の指標

指 標	現状値	目標値
①家庭生活において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 35.7% 市民意識調査	平成31年度 46.0%
②職場において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 21.3% 市民意識調査	平成31年度 32.0%
③学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 48.7% 市民意識調査	平成31年度 59.0%
④社会全体において男女平等と感じる人の割合	平成26年度 12.1% 市民意識調査	平成31年度 23.0%
⑤性別による固定的な役割分担に反対する人の割合 (「男は仕事、女は家庭」の考え方に反対する人、 どちらかといえば反対する人の割合)	平成26年度 42.5% 市民意識調査	平成31年度 53.0%
⑥「男女共同参画」という用語の認知度	平成26年度 56.3% 市民意識調査	平成31年度 67.0%

## 基本目標 II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

少子高齢社会を迎え、男女が年齢や性別にかかわらず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

事業所の多くが、育児休業・介護休業制度を規定しているのに対し、取得者における男女の割合には大きな隔たりがあります。また、女性が出産・育児期に仕事を離れ、その後、再就職をするという傾向は、年齢別に見た女性の労働力が30歳代を谷とするいわゆる「M字型カーブ<sup>\*1</sup>」となっていることから明らかです。一方で、男性は長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイル（男性中心型労働慣行<sup>\*2</sup>）となり、家事や育児に参加しづらいことが指摘されています。

このため、多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する取組を進めるとともに、職場における男女平等を実現させ、男女が様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できる社会環境を整備していきます。

また、女性の職業生活における活躍推進について、「基本的施策（1）雇用環境の整備と働き方の見直し」と「基本的施策（4）仕事と子育て及び介護等の両立支援」を、女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置付け、本市での女性の職業生活における活躍を推進していきます。

### 施策の方向性 ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 基本的施策（1）雇用環境の整備と働き方の見直し

市町村推進計画  
（女性活躍推進法）

- ① 男女雇用機会均等法等についての啓発
- ② 職場での性別役割分担意識と慣行の見直し
- ③ 再雇用、中途雇用の普及促進
- ④ 女性起業家の支援
- ⑤ パートタイマー、派遣・家内労働者の就業条件の整備
- ⑥ 相談体制の充実

#### 基本的施策（2）家庭生活における男女共同参画の促進

- ① 多様な家族形態に対応した家庭生活への支援
- ② 求職活動支援相談の充実
- ③ 性別役割分担意識の改革支援
- ④ 男性の家庭生活への参画支援

#### ※1 M字型カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

#### ※2 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。



**基本的施策(3) 地域活動における男女共同参画の促進**

- ① 地域づくりに関する方針決定過程への女性の参画促進
- ② 地域活動への参画促進
- ③ 地域社会活動やボランティア活動の広報

**基本的施策(4) 仕事と子育て及び介護等の両立支援**

市町村推進計画  
(女性活躍推進法)

- ① 子育て支援、児童の健全育成の充実
- ② 教育、保育施設の整備促進
- ③ 相談体制の充実
- ④ 特定事業主行動計画の実施
- ⑤ 介護保険制度の運営
- ⑥ 相談体制、情報提供体制の充実
- ⑦ 介護施設及び設備の充実

**施策の方向性 ② 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進**

**基本的施策(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進**

- ① 条例、要綱等の見直しと女性の参画割合等の設定
- ② 人材リストの整備
- ③ 職制への女性の積極的登用
- ④ 性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進
- ⑤ 市政を身近なものとするための広報活動の推進
- ⑥ 市政に関する意識の聴取

**基本的施策(2) 女性の人材育成施策の充実**

- ① 人材養成と意識改革のための研修機会の提供
- ② 市政に関する意識の聴取

**基本的施策(3) 農業の分野における女性の参画の促進**

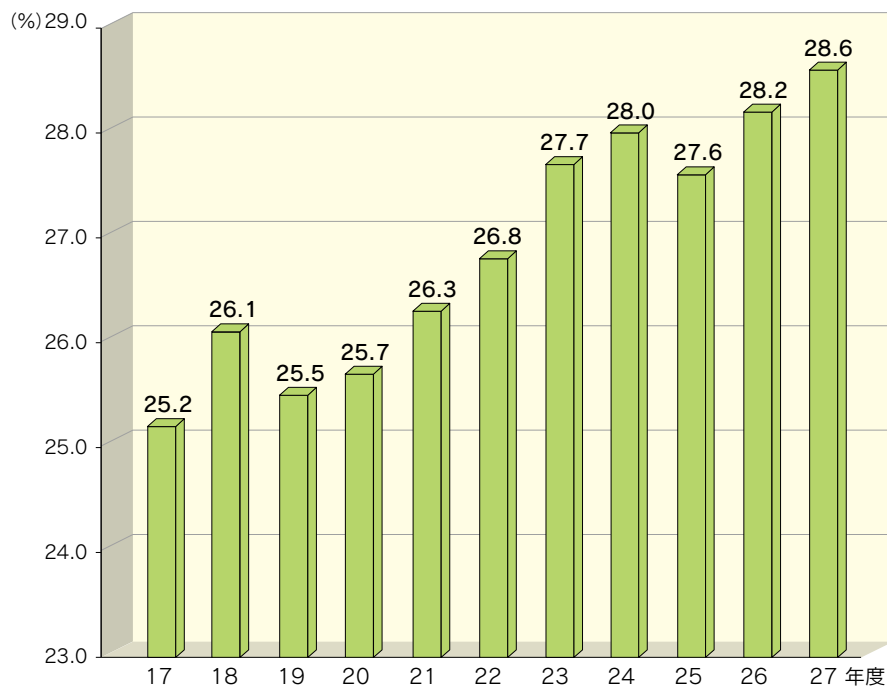
- ① 農業の分野における女性への支援と環境整備

施策の方向性 ③ 復興・防災における男女共同参画の促進

基本的施策(1) 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進

- ① 防災の分野における女性の参画の促進
- ② 避難所備蓄品の整備
- ③ 防災士の養成
- ④ 消防団員への女性の参画促進
- ⑤ 消防団員の広報及び啓発活動

審議会等における女性委員の参画割合の推移



資料出所：福島市男女共同参画センター



施策の指標

指 標	現状値	目標値
①女性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 93.2% 福島市労働条件等実態調査	平成32年度 98.0%
②男性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 3.0% 福島市労働条件等実態調査	平成32年度 5.0%
③女性の管理職登用率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 18.0% 福島市労働条件等実態調査	平成32年度 23.0%
④乳幼児期の保育施設(保育所、認定こども園等)の整備・充実 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 3,735人 福島市子ども・子育て支援事業計画	平成32年度 5,687人
⑤放課後児童クラブの利用者数 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 2,385人 福島市子ども・子育て支援事業計画	平成32年度 2,752人
⑥審議会等における女性委員の参画割合	平成27年度 28.6%	平成32年度 40.0%
⑦女性委員が参画していない審議会等の数	平成27年度 5審議会	平成32年度 0審議会

## 基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等である。」としています。また、性別による差別の禁止も明らかにされています。これまで、この基本理念の下、法律や制度の整備が図られてきました。

しかし、現実には、依然として、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性が個性をいかしその能力を十分に発揮することができる機会を阻んでいます。

男女共同参画社会の形成のためには、人権の尊重はきわめて重要です。

人格形成過程において男女平等意識を身につけ性別にとらわれずに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、人権尊重の視点に立った男女平等教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々に対する意識の改革を進めます。

### 施策の方向性 ① 男女間のあらゆる暴力等の根絶

#### 基本的施策(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発

- ① DV<sup>\*1</sup>、デートDV<sup>\*\*2</sup>、セクシュアル・ハラスメントについての調査及び結果の公表
- ② DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの防止対策
- ③ 関係機関等との連携強化

#### 基本的施策(2) 相談・支援体制の充実

- ① 関係機関等との連携強化
- ② 相談体制の充実
- ③ DV被害者の保護及び自立支援

### 施策の方向性 ② 男女の生涯にわたる健康支援

#### 基本的施策(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

- ① 性と生殖に関する健康・権利についての学習機会の提供
- ② 健康観の確立と自主的な健康づくりの推進
- ③ ライフサイクルに応じた健康管理のための相談、指導、医療の充実

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある者、または、親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。

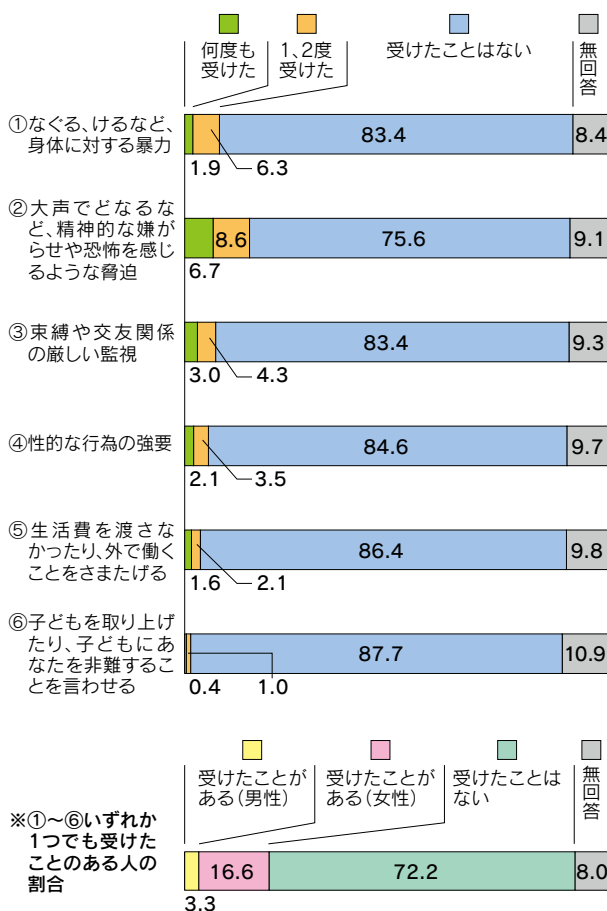
※2 デートDV

交際相手から振るわれる暴力のこと。

施策の指標

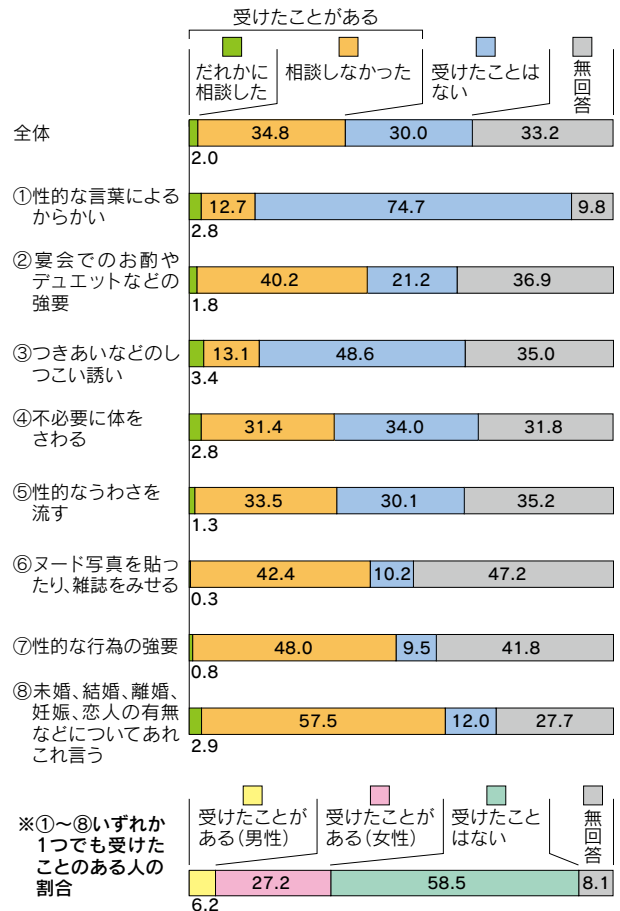
指標	現状値	目標値
①配偶者等からの暴力を受けたことのある人の割合	平成26年度 19.9% 市民意識調査	平成31年度 減少させる
②職場などでセクハラを受けたことがある人の割合	平成26年度 33.4% 市民意識調査	平成31年度 減少させる
③乳がん検診受診率(40～69歳)	平成26年度 43.1% 地域保健・健康増進事業報告	平成32年度 50%以上
④子宮頸がん検診受診率(20～69歳)	平成26年度 39.5% 地域保健・健康増進事業報告	平成32年度 50%以上

◆ 配偶者等からの暴力について  
(男女を含めた全体)



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

◆ 職場などでのセクハラについて  
(男女を含めた全体)



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

## 計画の推進

この計画の実現を図るためには、一人でも多くの市民にこの計画を理解していただき、実践していくことが重要です。そのため、積極的に男女共同参画社会づくりに取り組む市民、企業や関係団体などの協力が不可欠となります。

国や県に対しては、この計画の推進に必要な施策に関する制度化などを要望し、さらに近隣市町村とは機能分担による相互協力と関係機関や関係自治体との連携を積極的に推進していきます。

また、この計画に基づき行われる事業は特定の分野に限定せず、全ての職員が男女共同参画の理念を理解し、行政の各部にわたる横断的な展開を目指します。

さらに、この計画は、PDCAサイクル<sup>\*</sup>に基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価の両面から毎年点検・評価を行い、その結果を公表していきます。

### 方針 ① 推進体制の充実と強化

#### 方策(1) 庁内推進体制の充実

男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の横断的組織である推進本部の整備を図り、年次計画、報告などにより進捗状況の把握と検証に努めます。

また、各所属に男女共同参画推進の中心的な役割を果たす男女共同参画推進アドバイザーを設置し、積極的な推進に取り組みます。

#### 方策(2) 市民による協力推進体制の充実

市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進に関する施策を調査審議するため、男女共同参画審議会を設置します。

また、市民参加の情報紙の作成及び各種事業を支援する市民と、市民参加の広報活動を積極的に推進します。

### 方針 ② 指導者の養成と関係団体との連携強化

#### 方策(1) 指導者等の養成

より多くの市民が男女共同参画社会の理念を理解し、実践していくため、学習の機会を提供し、実践活動者を養成します。

#### 方策(2) 関係団体への支援

男女共同参画社会の形成のため活動している市民団体を支援し、連携強化を図ります。

※ PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) により、継続的に事務事業の改善を図るマネジメント手法。

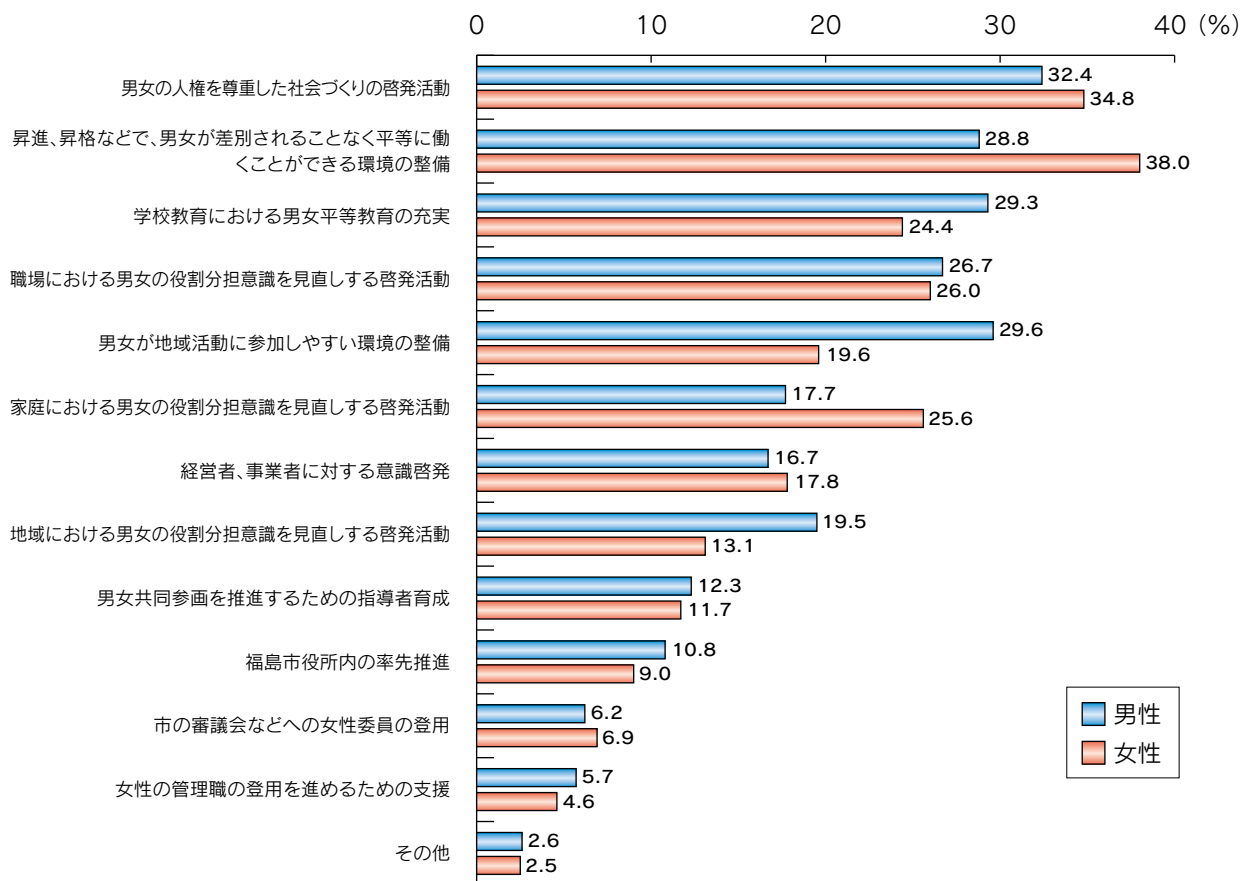
方針 ③ 拠点施設の充実

方 策(1) 拠点施設の充実

男女共同参画社会の実現のための拠点施設となる男女共同参画センターの機能を充実し各種事業を展開します。

また、他の公共施設の利用促進と連携を図ります。

◆ 男女共同参画を進めるために力を入れるべきこと



資料出所：福島市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」（平成26年）



**ウイズ・もとまち**とは、  
**福島市男女共同参画センターの愛称です。**

「男女がともに支えあい、いきいきと暮らせる社会」を築くための活動拠点です。

「一人ひとりの個性がいきる、人が輝くまちふくしま」をつくるため、気軽に立ち寄り、交流・活動できる「街なか拠点」として、多くの皆さんに親しんでもらえる施設を目指しています。

## 福島市男女共同参画基本計画 男女共同参画ふくしまプラン（概要版）

平成28年3月発行

---

福島市総務部 男女共同参画センター  
〒960-8035 福島市本町2-6  
TEL:024-525-3784 FAX:024-522-1528  
E-mail: danjo@mail.city.fukushima.fukushima.jp